

## 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

### （趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

### （定義）

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

4 「発注者指定型」とは、発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

5 「受注者希望型」とは、受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議しなければならない。

### （対象工事）

第3条 島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業を除く）が所管する全ての工事を対象に週休2日工事（発注者指定型）で発注することを原則とする。

#### 2 （発注者指定型）

以下のいずれかに該当する工事以外は発注者指定型の対象とする。

（1）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1）災害復旧工事

例2）その他緊急的、時間的制約があるもの

例3) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

(2) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

### 3 (受注者希望型)

第4項に定める工事（災害復旧工事）を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、(1)の工事及び(3)においては、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した工事は、契約時には対象外工事であっても、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

(1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事のうち標準的な工期が確保できない工事

(2) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事

(3) 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事

### 4 災害復旧工事の取扱い

(1) 災害復旧工事については受注者希望型の対象とする。

(2) 対象外工事で起案した災害復旧工事は、契約後の受発注者協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

### (実施方法)

第4条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、入札公告文の表紙に「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、災害復旧工事は契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

- 4 受注者は、発注者指定型においては、工期に関する特記仕様書に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。
- 5 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第5条 発注者は、対象期間において週休2日相当（4週8休以上）を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

（工事費の積算及び設計変更）

第6条 発注者は、「発注者指定型」においては、発注時点でそれぞれの経費に4週8休以上の補正係数を乗じるものとし、週休2日相当の現場閉所率が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

（1）現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

（2）補正係数

|                    | 労務費            | 機械経費<br>(賃料)   | 共通仮設費率         | 現場管理費率         |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ① 4週8休以上           | 1.05<br>(1.05) | 1.04<br>(1.04) | 1.04<br>(1.03) | 1.06<br>(1.04) |
| ② 4週7休以上<br>4週8休未満 | 1.03<br>(1.03) | 1.03<br>(1.03) | 1.03<br>(1.02) | 1.04<br>(1.03) |

|          |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| ③ 4週6休以上 | 1.01   | 1.01   | 1.02   | 1.03   |
| 4週7休未満   | (1.01) | (1.01) | (1.01) | (1.01) |

※下段（）書きの数値は、空港土木工事に適用する。

※空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。

※市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。

（履行証明書）

第7条 発注者は、第4条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

（提出書類の虚偽）

第8条 提出された休日等取得実績表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した際には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

## 附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

ただし、令和3年10月1日施行の要領第7条（履行証明書）は平成30年10月1日以降に起案を行った工事に適用する。

令和4年3月1日施行の要領第3条第4項（災害復旧工事の取扱い）の（2）は、施行日以降に契約（変更契約を含む）する工事に適用する。